

## 別紙【世帯別手続き方法について】

令和5年6月末の認定状況により申請方法が異なります。

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システムへのログインしお手続きをお願い致します。

就学支援金 ログイン	<a href="https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login">https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login</a> ※e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システムへのログインはこちらから	【ログインQRコード】 
---------------	---	--

### (1) 新規申請（申請を希望する世帯）

- 前回の申請で【意向なし】で登録をされた世帯
- 前回の申請結果が 不認定／所得制限 もしくは意向なしの登録をされた世帯で、令和5年7月からの受給申請を希望される方

操作の流れ	注意事項
システムにログイン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配布した【ID通知書】をご利用ください。</li></ul>
【意向登録】を選択	<ol style="list-style-type: none"><li>① <u>意向登録・申請意向登録</u><ul style="list-style-type: none"><li>➤ 確認事項の3カ所の内容を確認してチェックする。</li><li>➤ 意向確認の選択</li></ul></li><li>② <u>意向確認・入力内容確認</u></li><li>③ <u>登録完了・受付番号発行</u><ul style="list-style-type: none"><li>➤ 意向登録後、【続けて資格認定申請を行う】を選択していただくか、マイページの【認定申請】を選択し申請を行って下さい。</li></ul></li></ol>
【認定申請】を選択 <small>【新規登録マニュアルQR】</small> 	<ul style="list-style-type: none"><li>● 操作方法は、左記のQRコードよりオンライン申請マニュアル【新規申請編】にそって申請を行って下さい。</li><li>● <u>収入状況提出方法ですが、【個人番号を入力する】を推奨いたします。</u></li><li>● やむを得ない理由で課税証明書を提出する場合は、学校に一度ご連絡下さい。</li></ul>

### (2) 新規申請（申請を希望しない世帯）

- 前回の申請で【意向なし】で登録をされた世帯
- 前回の申請結果が 不認定／所得制限 で今回の申請も申請を希望しない世帯

操作の流れ	注意事項
システムにログイン	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配布した【ID通知書】をご利用ください。</li></ul>
【意向登録】を選択	<ol style="list-style-type: none"><li>① <u>意向登録・申請意向登録</u><ul style="list-style-type: none"><li>➤ 確認事項の3カ所の内容を確認してチェックする。</li><li>➤ 意向確認の選択（ここで2段目の選択肢をクリック）</li></ul></li><li>② <u>継続意向確認</u></li><li>③ <u>登録完了</u></li></ol>

### (3) 継続届出（継続を希望する世帯）

➤ 令和5年6月までの受給が決定している世帯

操作の流れ	注意事項
システムにログイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配布した【ID 通知書】をご利用ください。</li> </ul>
<b>【継続意向登録】</b> を選択  <small>【継続申請用リーフレット】 【継続登録操作マニュアル】</small>  	<p>① <u>継続意向登録・申請意向登録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認事項の2カ所の内容を確認してチェックする。</li> <li>➤ 継続意向確認の選択</li> <li>➤ 保護者等情報の変更について</li> </ul> <p>☆前回の申請時にマイナポータルを利用して申請をしたが、今回の申請から【個人番号を入力する】に変更を希望する申請世帯は①を選択し、収入状況提出方法を変更してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 変更がない場合は、【③ありません】を選択してください。</li> <li>■ 再婚等の理由により保護者情報の変更が生じる場合や、保護者等の課税地・収入状況提出方法・生活扶助の受給有無に変更が生じる場合は【①あります。(②以外の理由)】を選択してください。</li> <li>■ 家計急変が発生し、保護者情報の変更が発生した場合は【②あります(家計急変)】を選択してください。<u>(必ず申請前に学校へ連絡をお願い致します。)</u></li> </ul> <p>② <u>継続意向確認</u></p> <p>③ <u>登録完了</u></p>
<b>【継続意向登録】</b> のみで登録完了となる世帯	<p>① 3学年の生徒で、1年次に書面での個人番号の提出が済んでいる世帯。</p> <p>② 1・2年生の世帯で、前回の申請で【個人番号を入力する】を選択した世帯。</p>
<b>【収入状況届出】</b> の申請が必要な世帯	<p>① 前回の申請時、【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】を選択した世帯 再度マイナポータルを利用して個人情報を抽出しご申請下さい。</p> <p>② 前回の申請時、個人番号で税額の確認が出来ず課税証明書の提出を求められた世帯</p>
<b>【保護者等情報変更届】</b> の申請が必要な世帯	<p>① 継続意向登録時に保護者等情報の変更についての設問で①、もしくは②を選択した世帯</p>

### (4) 継続届出（継続を希望しない世帯）

➤ 令和5年6月までの受給が決定して、今回から申請を希望しない世帯

操作の流れ	注意事項
システムにログイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配布した【ID 通知書】をご利用ください。</li> </ul>
<b>【継続意向登録】</b> を選択	<p>① <u>継続意向登録・申請意向登録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認事項の2カ所の内容を確認してチェックする。</li> <li>➤ 継続意向確認の選択</li> </ul> <p><b><u>意向継続を希望しない世帯はここで【受給権を放棄します】を選択してください。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保護者等情報の変更について <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 変更がない場合は、【③ありません】を選択してください。</li> </ul> </li> </ul> <p>② <u>継続意向確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 登録内容を確認し、【本内容で登録する】をクリックする。</li> </ul> <p>③ <u>登録完了</u></p>